

10. 役員候補者選出細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「役員候補者選出細則」を次の通り定める。

(候補者)

第1条 候補者は、次のブロックにより選出する。

ブロック	人数
南館・西	7名
南館・東	6名
東館	8名

2、監事の候補者は、次のブロックより選出する。

ブロック	15年	17年	19年	以後、繰り返す
南館・西	○	○		○
南館・東	○		○	○
東館		○	○	

(候補者の選出方法)

第2条 各候補者は、次の方法で選出する。

- 一 立候補により選出する。
- 二 立候補者が定数に満たないブロックは抽選により選出する。
- 三 立候補者が定員を超えたブロックは他のブロックと人数調整をすることができる。

(抽選方法)

第3条 抽選の対象組合員は、役員未就任者とする。

- 2 理事会は、役員就任が困難と考えられる組合員は、あらかじめ抽選対象から除外することができる。
- 3 前期の役員就任中に行われた理事会を半数以上欠席（委任含む）した役員も立候補しなかった場合は抽選の対象とする。
ただし、事前に届出があり止むを得ない事情（入院等）の場合、理事会が認めた時は除外する。
- 4 抽選は公開とする。

(兼任の禁止)

第4条 役員と班長は兼任せず役員の就任を優先する。

(辞退の禁止)

第5条 抽選で役員候補者になった組合員は辞退を認めないが、理事会が止むを得ない理由と判断した場合は、次年度の候補者に変更することができる。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第7条 この細則は、平成15年3月30日より発効する。

平成 16 年(2004)3 月 28 日
平成 17 年(2005)3 月 26 日
平成 29 年(2017)3 月 26 日

一部変更
一部変更
一部改訂